

1-1

敷地（可分・不可分）

法第2条
令第1条

内 容

(1) 複数棟の建築物の可分・不可分について

一敷地に2棟以上の建築物のある場合で、直接の機能上の関連をもたず単に隣り合っていて、敷地の一部（庭）を共通で利用しているに過ぎない場合は可分である。
（例）病院と看護師寄宿舍や看護学校との関係

(2) 一戸建住宅と共同住宅等が併存する敷地について

建築主が同一人でも、一戸建住宅と長屋及び共同住宅は、可分の関係にあるものとしてそれぞれ別敷地として扱う。

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』
1-30

1-2

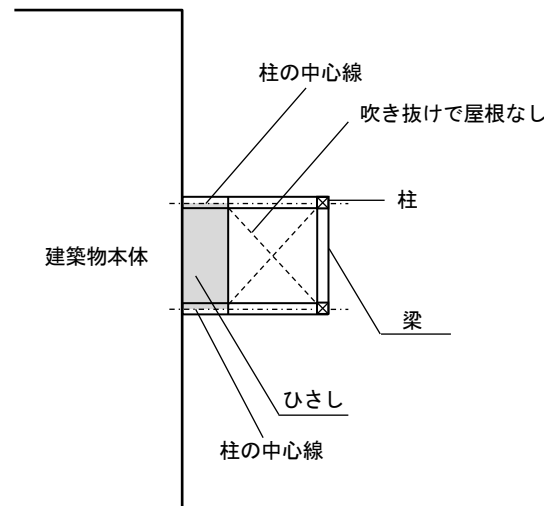
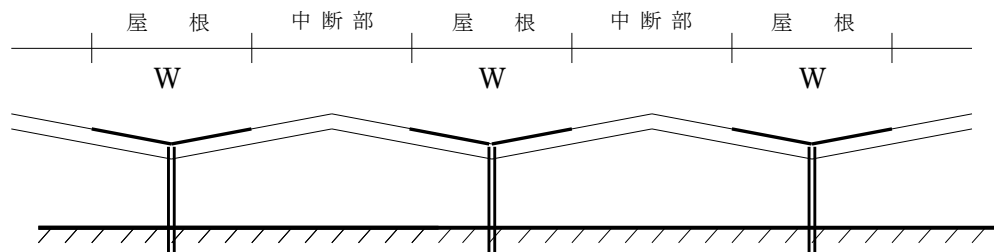
連続架構で屋根に中断部を設ける建築物

法第2条第1号
 法第92条
 令第2条1項2号

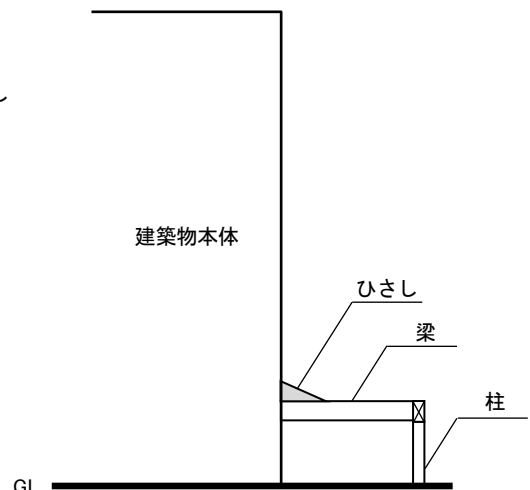
内容

下図の様に梁が連続した架構において、屋根面に中断部を設けた建築物については、次のように取扱う。

- (1) 全体を一棟とみなす。
- (2) 建築面積の算定については屋根がかかっている部分については全て算入することとする。



平面図



断面図

参考

・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』2-9

1-3

居室

法第2条第4号

内 容

居室は、住宅の居間、寝室、事務所の事務室、会議室、守衛室、商品の売場、店員休憩所、工場の作業場、集会室、ホテルのロビー、映画館の客席ホール、喫茶店の客席、厨房、公衆浴場等の脱衣室・浴室、喫煙室などが入る。

居室に該当しないものとしては、住宅の玄関、廊下、階段室、便所、手洗所、浴室、物置、納戸などがある。

解 説

「継続的に使用する」とは、特定のものが継続的に使用する場合のみならず、不特定の者が入れ替わり立ち替わり特定の室を継続的に使用する場合をも含むものである。また、便所、手洗所等の一時的に使用される室、廊下、階段等の移動のための空間、設備室、倉庫等通常人が使用しない室は居室に該当しない。なお、公衆浴場の浴室等は、継続的に使用される室であるので居室に該当する。

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』1-6
- ・『基準総則・集団規定の適用事例 [2013版] / 日本建築行政会議』…P29

1-4

主要構造部

法第2条第5号

内 容

主要構造部の取扱いについては、原則として次のように取扱うものとする。

- ① 外壁の間柱は主要構造部である外壁に含まれる。また、構造上重要でない内壁の間柱は主要構造部の部分に該当しないものとして取り扱う。
- ② 胴縁は壁の構造材であり、当該壁が主要構造部に該当する場合は、主要構造部の部分に該当する。例えば、準耐火建築物（ロー2）の場合、外壁の間柱及び胴縁は、不燃材料又は準不燃材料としなければならない。
- ③ 屋根の母屋は、主要構造部に含まれる。
- ④ 金属板瓦棒葺の屋根の場合、野地板は、主要構造部である屋根に含まれる。ただし、瓦棒・屋根の瓦棧は主要構造部の部分に該当しない。

参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』
1-7

1-5

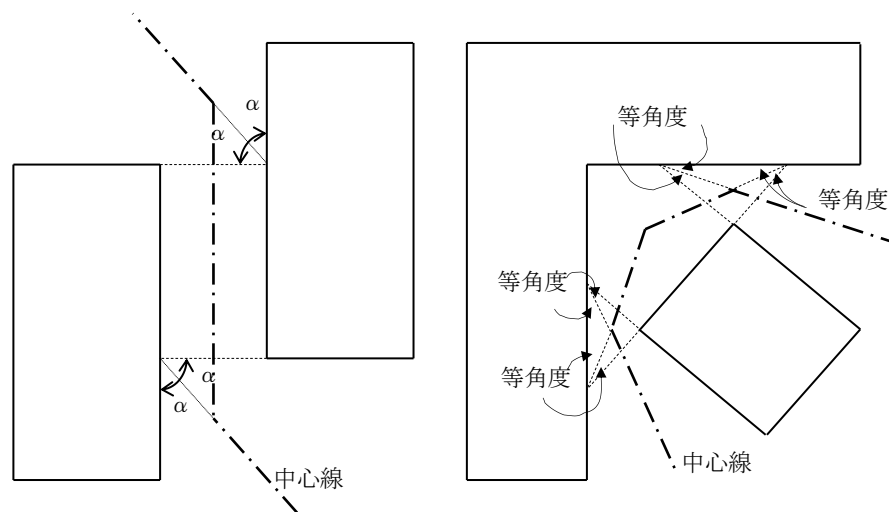
延焼のおそれのある部分

法第2条第6号

内容

(1) 建築物相互間について

建築物相互間の外壁間の中心線は下図のとおりである。



(2) 開放型渡り廊下でつなぐ場合について

学校の校舎相互を渡り廊下でつなぐ場合、原則として校舎と渡り廊下間に延焼のおそれのある部分が生ずるが、渡り廊下が不燃構造で外壁のないものであり、かつ、耐火構造の校舎相互をつなぐものであって、校舎との接続部の開口部に法第2条第9号の二、口に規定する防火設備を設ける場合には、校舎と渡り廊下の間には延焼のおそれのある部分は生じないものとみなす。ただし、平屋建てで開放型の渡り廊下については、すべて延焼のおそれのある部分は生じないものとみなす。

参考

- 『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂6版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』
1-10、1-11、1-13

1-6

延焼のおそれのある部分の開放部・開口部の取扱い

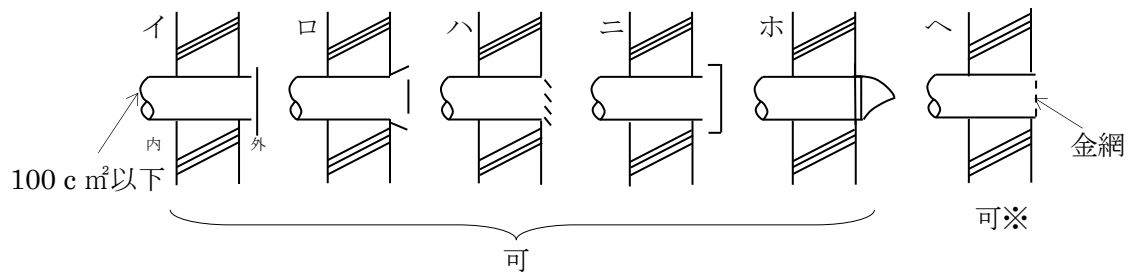
法第2条第6号

内容

- (1) 延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部の取扱いについては、「建築基準法共通取扱い集[初版]」5-29に記載のとおりとする。なお、自動車車庫等部分を囲む壁周長の概ね2分の1以上、かつ2辺以上が外気に有効に開放されていれば、50㎡を超えることができることとする。
- (2) 「建築基準法共通取扱い集[初版]」5-29に記載の取扱いは、令第136条の2第1号の規定による建築物の場合、隣地境界線等から1m以内の開口部については適用しない。(防火設備を必要とする。)
- (3) 二重ガラスの防火戸の扱いについて二重ガラスのサッシの片面のみ網入りガラスのものは、網入りガラスを内面に用いても防火設備として扱ってもよい。
- (4) 防火覆いの取扱いについて

延焼のおそれのある部分の外壁に開口面積 100c㎡以下の換気孔を設ける場合の平成12年告示第1369号に規定する防火覆いは、次の形状・材質のものとする。

- ① 換気ダクトの開口面積は100c㎡以下であること。
- ② 図イ～ホに示す形状であること。
- ③ 図へについては、地面から高さ1m以下の換気孔に設ける網目2mm以下の金網であること。
- ④ 材質については、スチール、ステンレスとする。



※ 換気孔の地面からの高さが1m以下で網目2mm以下の金網に限る。

参考

- ・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』5-29
- ・『建築設備・施工上の運用指針(2013年版) / (財)日本建築設備・昇降機センター』

1-7

ガス機器に接続される排気筒

法第2条第6号

内 容

ガス機器に接続される排気筒は、建築基準法令において煙突に該当するため、防火ダンパーを設けてはならない。当該排気筒の貫通処理については(財)日本ガス機器検査協会発行の「ガス機器の設置基準及び実務指針」に基づいて施工する必要がある。

参 考

- ・『ガス機器の設置基準及び実務指針 第8版(平成26年1月) / (財)日本ガス機器検査協会』

1-8

耐火構造（間仕切壁）の規定

法第2条第7号
令第107条

内 容

主要構造部については、法的に規定された間仕切壁を含め下記の関係条文による壁を指す。また、耐火建築物が求められる場合にあっては耐火構造となる。

- 令第112条・・・・・・・・・・防火区画
- 令第114条・・・・・・・・・・界壁・間仕切壁
- 令第115条の2・・・・・・・・・・防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準等
- 令第117条第2項・・・・・・・・・・区画することによる廊下、避難階段及び出入口の規定の適用の緩和
- 令第123条・・・・・・・・・・避難階段と特別避難階段の構造
- 令第126条の2第1項第1号・・・・排煙設備の緩和
- 令第129条・・・・・・・・・・特殊建築物等の内装制限の緩和
- 令第129条の13の2・・・・・・・・・・非常用エレベーターの設置緩和
- 令第129条の13の3・・・・・・・・・・非常用エレベーターの設置構造

1-9

筋かい、屋外階段の耐火被覆

法第2条
令第107条

内容

- (1) 耐火建築物であっても、筋かいは、主要構造部には当たらないので、原則として耐火被覆する必要はない。ただし、耐火建築物の筋かいで、水平力だけでなく鉛直荷重も負担するものは、主要構造部に該当するため、耐火被覆は必要となる。
- (2) 屋外階段は令第121条の2及び令第123条第2項の規定により、その構造に一定の制限を受ける。ただし、屋外階段のみを支持する柱及び梁については階段の一部とみなし耐火被覆は不要である。

参考

・『建築物の防火避難規定の解説 [2012版] / 日本建築行政会議』…P11

1-10

下部に用途が発生する鉄骨階段の耐火被覆

法第2条
令第107条

内 容

準耐火建築物あるいは耐火建築物が要求される建築物の階段を鉄骨で造る場合、階段下に用途が発生すれば床として取り扱い、防火区画の必要性に関係なく耐火被覆（階段裏は柱・梁の耐火被覆としてよい）が必要である。ただし、メゾネット型住宅の住戸内の階段についてはこの限りでない。

解 説

鉄骨の階段は令第107条第1項に掲げる技術的基準に適合する階段であるが、階段下に用途が発生する場合、用途が発生しない場合に比べて出火の恐れが高まり、階段下で火災が拡大することで避難や初期消火に支障をきたすと考えられる。よって上記の場合については、階段ではなく床に準じた取扱いをすることで、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合の耐火性能を保持させ、避難等の安全性を確保しようとするものである。ただし、準耐火建築物において、床の構造に求められる性能が不燃材料でよい場合はこの限りでない。

1-11

開放された部分にある天井の取扱い

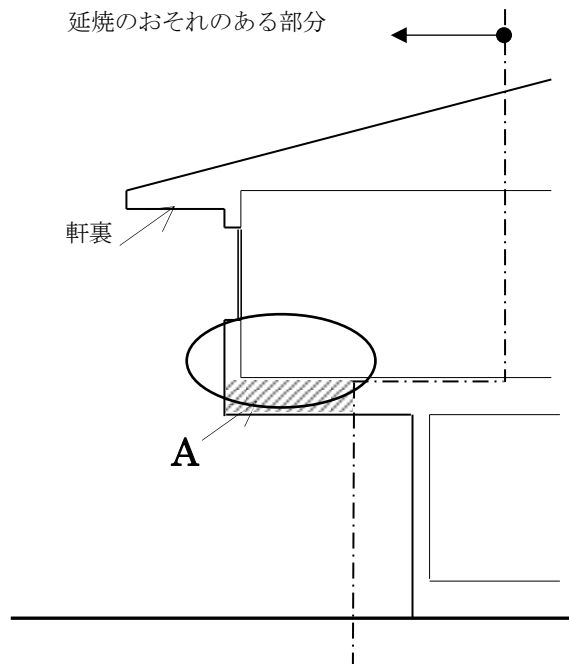
法第2条
令第107条

内容

下図 A 部分については、床としての機能があるため床の規定を満たす必要がある。この場合、延焼のおそれのある部分に関しては、軒裏の規定についても満足するものとする。

軒裏については、準耐火性能に関する基準として、令第 107 条の 2 第 2 号（遮熱性）、同第 3 号（遮炎性）、防火性能に関する基準として、令第 108 条第 2 号（遮熱性）が規定されているが、A 部分については、このうち、遮熱性に関する基準を適用する。したがって、当該床が耐火構造又は準耐火構造であれば、軒裏の遮熱性に関する基準を満足するため、床の仕様あるいは大臣認定品を用いることで差し支えないものとする。

本要領 1-6 「延焼のおそれのある部分の開放部・開口部の取扱い」のうち（1）のケース（「建築基準法共通取扱い集／近畿建築行政会議」5-29「延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部」の車庫の天井含む）においても同様とする。



1-12

準耐火建築物

法第2条第9号の3号

内容

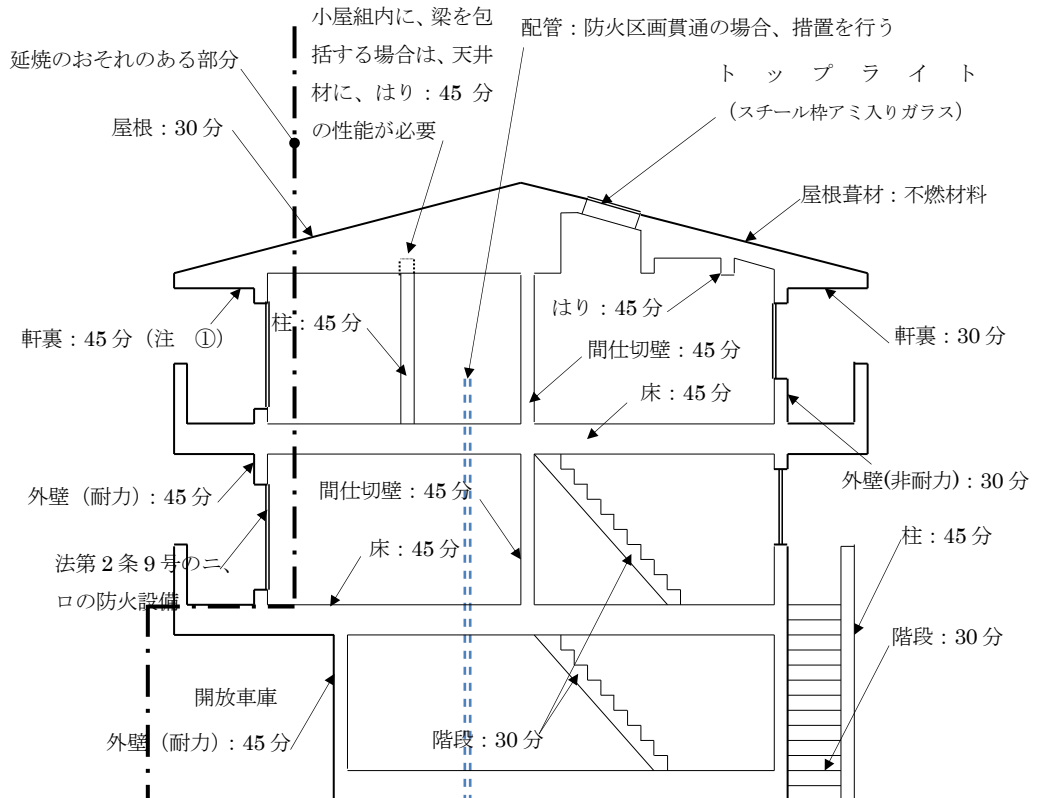
I-(1) 準耐火建築物 イ (法第2条第9号の3.イ)

主要構造部 (壁、柱、最下階以外の床、はり、屋根、階段)	<ul style="list-style-type: none"> ・準耐火構造 ・準耐火構造及び耐火構造
外壁の開口部 (延焼のおそれのある部分)	法第2条第9号の2.ロの防火設備を設ける

(注) 建築物の地上部部分の層間変形角は、1/150以内でなければならない。
ただし、主要構造部が防火上有害な変形等の損傷を生じないことが計算又は、実験によって確認されている場合は、この限りでない。(令第109条の2の2)

I-(2) 準耐火構造

木造の軸組にせっこうボード等の不燃性の防火被覆を設けたもの等で、耐火構造に準ずる耐火性能を有するものであり、耐火性能時間を用いて性能を規定している。また、耐火性能時間を満たす具体的な仕様については、国土交通大臣が認めて指定(平成12年告示第1358号)するものによる。



※小屋組内に「はり」がある場合は、はりとしての被覆が必要。(45分)

壁	間仕切壁		45分
	外壁	耐力壁	45分
		非耐力壁	延焼の恐れのある部分
	延焼の恐れのある部分以外の部分		30分
柱			45分
床			45分
はり			45分
屋根			30分
階段			30分
軒裏	延焼の恐れのある部分		45分
	延焼の恐れのある部分以外の部分		30分

(注)

- ① 軒裏の延焼の恐れのある部分で、外壁によって小屋裏・天井裏と防火上有効に遮られているものは45分耐火が除かれる。なお、軒裏は厚さが30mm以上の木材でつくり、またはけい酸カルシウム板等の不燃材料等で作ること。
- ② 平成12年告示第1358号、第3、三、イ(1)の記述で「その他これらに類するもの」には、デッキプレートの上に厚さが50mm以上でワイヤーメッシュを挿入するコンクリート(軽量コンクリートを含む)を含むものとする。
 なお、この場合の「厚さ50mm以上」には同告示第3、三、イ(2)に記述の「厚さが9mm以上のモルタル、コンクリート(軽量コンクリート・シンダーコンクリートを含む)」を含むものとする。
- ③ 屋根に設けるトップライトには、アルミ枠の使用はできないこととする。

I - (3) 準耐火構造指定一覧表 (平成 12 年 告示第 1358 号)

① 45 分準耐火構造

- ・ せっこうボード：せっこうボード（強化せっこうボードを含む）
- ・ 合板等：構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの
- ・ コンクリート：コンクリート（軽量コンクリート及びシンダーコンクリートを含む）
- ・ 床：畳（ポリエチレンフォームの畳床を用いたものを除く）
- ・ ロックウール：ロックウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る）
- ・ グラスウール：グラスウール（かさ比重が 0.024 以上のものに限る）

間 仕 切 壁	<p>A. (間柱及び下地が木材で、両側被覆)</p> <p>① 厚さが 8 mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>② 厚さが 35 mm 以上の軽量気泡コンクリートパネル</p> <p>③ 厚さが 15 mm 以上のせっこうボード</p> <p>④ 厚さが 12 mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの</p> <p>⑤ 厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑥ 厚さが 7 mm 以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8 mm 以上せっこうプラスターを塗ったもの</p> <p>B. (間柱及び下地が木材又は鉄材で、両側被覆)</p> <p>① 厚さが 8 mm 以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>② 厚さが 15 mm 以上のせっこうボード</p> <p>③ 厚さが 12 mm 以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの</p> <p>④ 厚さが 9 mm 以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12 mm 以上のせっこうボードを張ったもの</p> <p>⑤ 厚さが 7 mm 以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8 mm 以上せっこうプラスターを塗ったもの</p> <p>C. (間柱及び下地が不燃材料で、両側被覆)</p> <p>① 塗厚さが 15 mm 以上の鉄鋼モルタル</p> <p>② 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 10 mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの</p> <p>③ 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの</p> <p>D. (間柱若しくは下地が不燃材料以外の材料で、両側被覆)</p> <p>① 塗厚さが 20 mm 以上の鉄鋼モルタル又は木ずりしっくい</p> <p>② 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm 以上モルタル又はしっくいを塗ったもの</p> <p>③ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm 以上のもの</p> <p>④ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm 以上のもの</p> <p>⑤ 土蔵造</p> <p>⑥ 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの</p> <p>⑦ 厚さが 12 mm 以上のせっこうボードの上に亜鉛鉄板を張ったもの</p> <p>⑧ 厚さが 25 mm 以上のロックウール保温板の上に亜鉛鉄板を張ったもの</p>
------------------	---

外壁 (間柱及び下地が木材)	屋外側	<ul style="list-style-type: none"> ① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの(当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを貼った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る) ② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る)を張ったもの(当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを貼った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る) ③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの ④ 厚さが18mm以上の硬質木片セメント板 ⑤ 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル ⑥ 塗厚さが20mm以上の鉄網軽量モルタル(モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8%以下のものに限る) ⑦ 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル ⑧ 厚さが12mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの ⑨ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの ⑩ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの ⑪ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの ⑫ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの ⑬ 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
	屋内側	間仕切り壁Aの防火被覆
外壁 (間柱及び下地が木材又は鉄材)	屋外側	<ul style="list-style-type: none"> ① 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上のもの ② 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が36mm以上のものの上に厚さが8mm以上のけい酸カルシウム板を張ったもの ③ 厚さが15mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが50mm以上の計量気泡コンクリートパネルを張ったもの ④ 厚さが18mm以上の硬質木片セメント板 ⑤ 塗厚さが20mm以上の鉄網モルタル ⑥ 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの ⑦ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ15mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの ⑧ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの ⑨ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が25mm以上のもの ⑩ 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの
	屋内側	<ul style="list-style-type: none"> ① 厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの ② 厚さが35mm以上の軽量気泡コンクリートパネル ③ 厚さが15mm以上のせっこうボード

<p style="text-align: center;">柱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 厚さが 15 mm以上のせっこうボード ② 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの ③ 厚さが 9 mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが 12 mm以上のせっこうボードを張ったもの ④ 厚さが 7 mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8 mm以上せっこうプラスターを塗ったもの ⑤ 次の基準に適合するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準 ロ 昭和 62 年告示第 1901 号に定める基準 (「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と読み替える) ハ 昭和 62 年告示第 1902 号に定める基準 (「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と読み替える) ニ 防火被覆の取合い等の部分を当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造
<p style="text-align: center;">床 (根太及び下地が木材又は鉄材)</p>	<p style="text-align: center;">表</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚さが 12 mm以上の合板等の上に厚さが 9 mm以上のせっこうボード若しくは軽量気泡コンクリート又は厚さが 8 mm以上の硬質木片セメント板を張ったもの ② 厚さが 12 mm以上の合板等の上に厚さ 9 mm以上のモルタル、コンクリート又はせっこうを塗ったもの ③ 厚さが 30 mm以上の木材 ④ 畳
	<p style="text-align: center;">裏側 (直下の天井)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 12 mm以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが 50 mm以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの ② 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードを張ったもの ③ 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9 mm以上のロックウール吸音板を張ったもの ④ 厚さが 15 mm以上の強化せっこうボード ⑤ 厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ 50 mm以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの
<p style="text-align: center;">はり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 床(裏側④・⑤)の防火被覆 ② 次の基準に適合するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 令第 46 条第 2 項第一号イ及びロに掲げる基準 ロ 昭和 62 年告示第 1901 号に定める基準 (「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と読み替える) ハ 昭和 62 年告示第 1902 号に定める基準 (「2.5cm」とあるのは「3.5cm」と読み替える) ニ 防火被覆の取合い等の部分を当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造

<p>屋 根 の 軒 裏</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 厚さが 12 mm以上の硬質木片セメント板 ② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm以上のもの ③ 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36 mm以上のものの上に厚さが 8 mm以上のけい酸カルシウム板を張ったもの ④ 厚さが 15 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50 mm以上の計量気泡コンクリートパネルを張ったもの ⑤ 厚さが 18 mm以上の硬質木片セメント板 ⑥ 塗厚さが 20 mm以上の鉄網モルタル ⑦ 塗厚さが 20 mm以上の鉄網軽量モルタル ⑧ 厚さが 35 mm以上の軽量気泡コンクリートパネル ⑨ 厚さが 12 mm以上の硬質木片セメント板の上に厚さが 10 mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの ⑩ 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの ⑪ 木毛セメント板又はせっこうボードの上に厚さ 15 mm以上モルタル又はしっくいを塗ったもの ⑫ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの ⑬ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの (防火被覆の取合い等の部分を当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造)
----------------------------------	--

② 30分準耐火構造

<p>(延焼のおそれのない部分) 外壁の非耐力壁</p>	<p>A. (間柱及び下地が木材)</p> <p>[屋外側]</p> <p>① 厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に金属板を張ったもの</p> <p>② 木毛セメント板又はせっこうボード張の上に厚さ 15 mm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの</p> <p>③ モルタルの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの</p> <p>④ セメント板又は瓦の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が 25 mm以上のもの</p> <p>⑤ 厚さが 25 mm以上のロックウール保温板の上に金属板を張ったもの</p> <p>[屋内側]</p> <p>① 厚さ 8 mm以上のスラグせっこう系セメント板</p> <p>② 厚さ 12 mm以上のせっこうボード</p> <p>B. (間柱及び下地が木材又は鉄材)</p> <p>[屋外側]</p> <p>① 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 42 mm以上のもの(当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る)</p> <p>② 強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 36 mm以上のものの上に厚さが 8 mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る)を張ったもの(当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る)</p> <p>③ 厚さが 15mm 以上の強化せっこうボードの上に厚さが 50mm 以上の軽量気泡コンクリートパネルを張ったもの</p> <p>④ 厚さが 18 mm以上の硬質木片セメント板</p> <p>⑤ 塗厚さが 20 mm以上の鉄鋼モルタル</p> <p>⑥ 外壁の非耐力壁A(屋外側)の防火被覆</p> <p>[屋内側]</p> <p>① 厚さが 8 mm以上のスラグせっこう系セメント板</p> <p>② 厚さが 12 mm以上のせっこうボード</p> <p>C. (構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用)</p> <p>① 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 12 mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナ厚さが 12 mm以上で、かつ、加熱面の表面から 4.5 cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る)</p> <p>壁の厚さが 7.5 cm以上</p> <p>② 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21 mm以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが 21 mm以上で、かつ、加熱面の表面から 6 cmの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る)</p> <p>壁の厚さが 9cm 以上</p>
----------------------------------	---

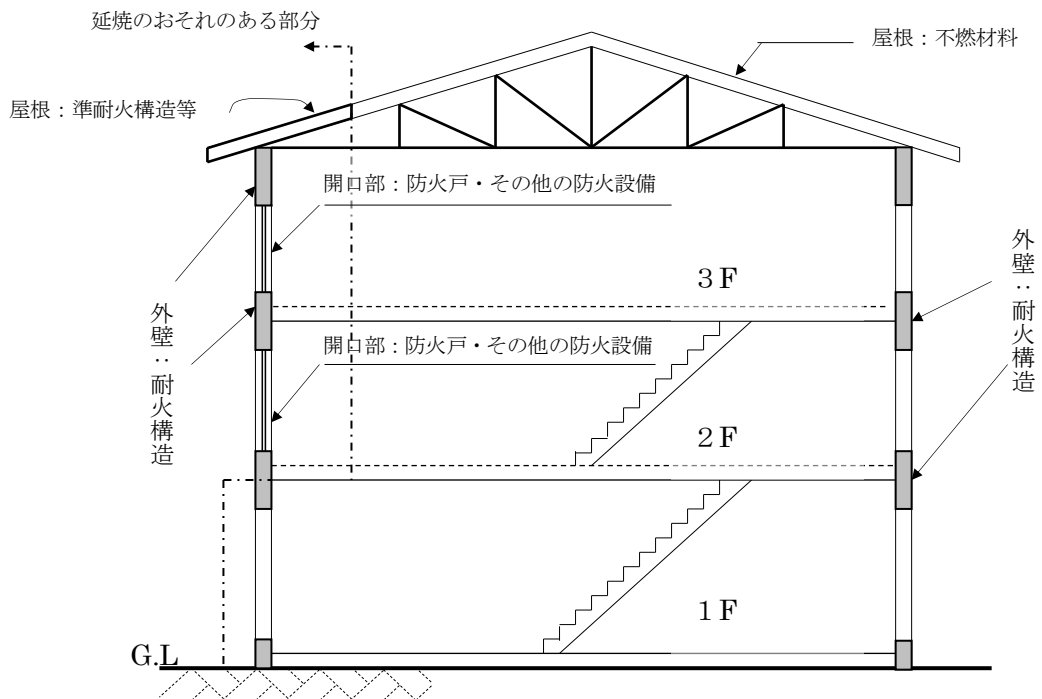
<p>屋 (不燃材料で造るかまたはふいたもの) 根 (軒裏を除く)</p>	<p>屋内側(直下の天井及び軒裏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚さ 12 mm以上の強化せっこうボード ② 厚さ 9 mm以上のせっこうボードの上に厚さ 9 mm以上のせっこうボードを張ったもの ③ 厚さ 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さ 50 mm以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの ④ 厚さ 12 mm以上の硬質木片セメント板 ⑤ 外壁の非耐力壁A (屋外側) の防火被覆 ⑥ 厚さ 20 mm以上の鉄網モルタル塗り ⑦ 繊維強化セメント板 (けい酸カルシウム板に限る) を 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 16mm 以上のもの ⑧ 防火被覆の取合い等の部分を当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造
<p>階 (木造で造られた) 段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 段板及びけたが厚さ 6cm 以上 ② 段板及びけたが厚さ 3.5cm 以上 <ul style="list-style-type: none"> イ 段板の裏側の部分に屋根 (屋内側①～⑤) の防火被覆 ロ けたの外側の部分に [屋内側] 外壁の非耐力壁 A・B (屋内側) の防火被覆 [屋外側] 外壁の非耐力壁 A (屋外側) の防火被覆 ③ 段板及びけたが厚さ 3.5cm 未満 <ul style="list-style-type: none"> イ 段板裏面の部分に下記の防火被覆 <ul style="list-style-type: none"> ・厚さが 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さが 12 mm以上のせっこうボードを張り、その上に厚さが 50mm 以上のロックウール又はグラスウールを張ったもの ・厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードを張ったもの ・厚さが 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さが 9mm 以上のロックウール吸音板を張ったもの ・厚さ 15 mm以上の強化せっこうボード ・厚さ 12 mm以上の強化せっこうボードの上に厚さ 50 mm以上のロックウールを張ったもの ロ けたの外側の部分に [屋内側] <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 15 mm以上のせっこうボード ・厚さ 12 mm以上のせっこうボードの上に厚さ 9 mm以上のせっこうボード又は難燃合板を張ったもの ・厚さ 9 mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ 12 mm以上のせっこうボードを張ったもの ・厚さ 7 mm以上のせっこうラスボードの上に厚さ 8 mm以上せっこうプラスターを塗ったもの [屋外側] <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の非耐力壁 A (屋外側) の防火被覆

Ⅱ 準耐火建築物（ロ-1）

外 壁		耐 火 構 造
屋	一 般 (平成 12 年告示第 1365 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃材料で造るか又はふく ・準耐火構造（屋外に面する部分が準不燃材料） ・耐火構造（屋外面に断熱材及び防水材を張ったもので屋外面を準不燃材料で作 り、勾配 30 度以内のもの）
根	延焼のおそれのある部分	<ul style="list-style-type: none"> ・準耐火構造又は平成 12 年告示第 1367 号に適合する構造（トップライトは鉄 枠とする）
外壁の開口部（延焼のおそれのある部分）		防火戸その他の防火設備を設ける

(注)

- ① 外壁で自立しないものは、外壁を支持する軸組み（原則として柱及び梁並びにその取り付け金物）を耐火構造（1 時間以上）にすること。
ただし、概ね階数が 2 以下の一戸建住宅程度（軸組は鉄造）で内装材料による被覆効果等が期待できるものについては、この限りでない。
- ② 軸組が鉄骨造で、3 階以上の建築物の柱の防火被覆については、本要領 P41 を参照のこと。（令第 70 条の規定）



Ⅲ 準耐火建築物（ロー2）

主要構造部の範囲

外壁：間柱、胴縁、下地材、外装材を含む

屋根：① 不燃材料で造るとは、構成材（屋根葺材を含む）すべてを不燃材料とすること。（トップライトはアルミ枠でも可とする）

② 不燃材料でふくとは、屋根下地の如何にかかわらず、屋根葺材を不燃材料とすることをいうが、準耐ロー2においては、野地板、たる木等の屋根下地も不燃材料又は準不燃材料としなければならない。

床：根太、下地材（下地がないときは仕上材）、小ばりを含む。

柱 及 び は り		不 燃 材 料
壁		不燃材料及び準不燃材料
外 壁	一 般	不燃材料及び準不燃材料
	延焼のおそれのある部分	耐火構造・準耐火構造または防火構造
床	2 階 以 下	不燃材料及び準不燃材料
	3 階 以 上	準耐火構造又平成12年告示第1368号に適合する構造
屋 根		<ul style="list-style-type: none"> ・不燃材料で造るか又はふく ・準耐火構造（屋外に面する部分が準不燃材料であるもの） ・耐火構造（屋外面に断熱材及び防水材を張ったもので屋外面を準不燃材料で造り勾配30度以内のもの）
外 壁 の 開 口 部 （延焼のおそれのある部分）		防火戸その他の防火設備を設ける
階 段		不燃材料及び準不燃材料

（注） 軸組が鉄骨造で、3階以上の建築物の柱の防火被覆については、本要領 P41 を参照のこと。（令第70条の規定）

